

生食発 0930 第 1 号
令和 3 年 9 月 30 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

小麦中のデオキシニバレノール試験法について

小麦中のデオキシニバレノールについては、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 294 号）により、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において基準値を示し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたところです。

今般、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（小麦中のデオキシニバレノールに係る基準値の設定）」（令和 3 年 7 月 30 日付け生食発 0730 第 7 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）において別途通知することとしていた小麦中のデオキシニバレノール試験法について、別添のとおり周知しますので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

なお、本試験法と同等以上の性能を有する試験法により試験を実施しても差し支えないこと及びこれまで小麦中のデオキシニバレノールの試験法について示していた「デオキシニバレノールの試験法について」（平成 15 年 7 月 17 日付け食安発第 0717001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）は廃止することを申し添えます。